

(案)

掛川市告示第110号

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）第10条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり掛川市排水設備指定工事店の指定の効力を停止する。

令和4年12月20日

掛川市長 久保田 崇

1 指定工事店の住所、名称及び代表者名

掛川市中方467番地の1

有限会社 星友総合設備

代表取締役 鈴木友行

2 効力停止の理由

次に掲げる規定に違反したため

(1) 掛川市戸別浄化槽条例（平成17年掛川市条例第101号）第17条及び第18条の規定

(2) 掛川市排水設備指定工事店条例第6条第1項の規定

3 効力停止期間

令和4年12月20日から令和5年1月19日まで